

平成20年12月16日

各 位

曾於市長 池田 孝

市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置について（通知）

このことについて、近頃の原油や原材料の物価高騰に加え、急激な景気悪化等の影響を踏まえて、市内に所在地を有する建設工事業者を対象に、曾於市発注の建設工事請負業者の工事期間中の経営強化及び安定を目的とし、下記のとおり地域建設業緊急経営強化対策を講ずることとする。

記

1. 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法として、当初請負契約において、部分払いの請求ができない規定を適用していた契約に対し、部分払いの請求ができるよう契約変更の申出があった場合にこれを認め、曾於市財務規則（平成17年規則第37号）第75条による部分払いを認めることとする。

2. 対象工事

- ① 平成20年度～平成21年度における、曾於市発注の建設工事であること。
- ② 請負契約金額が100万円以上500万円以下の工事、又は500万円を超える工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- ③ 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。
- ④ 請負業者は、曾於市に所在地を有すること。

3. 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成22年3月末までとする。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。

平成22年4月27日

各 位

曾於市長 池田 孝

市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました，曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1. 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について，曾於市財務規則（平成17年規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2. 対象工事

- ① 平成22年度～平成23年度における，曾於市発注の建設工事であること。
- ② 請負契約金額が100万円以上500万円以下の工事，又は500万円を超える工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- ③ 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり，その出来形について検査を受けた工事であること。
- ④ 請負業者は，曾於市に所在地を有すること。

3. 措置期間

この措置は，平成20年12月16日から適用し，平成22年3月末までとしていたものを平成24年3月末まで延長する。

ただし，景気変動等の状況により，この期間を変更できるものとする。

平成24年6月4日

各 位

曾於市長 池田 孝

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2 対象工事

- (1) 平成24年度又は平成25年度における、曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円以下の工事又は500万円を超える工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。
- (4) 受注者は、曾於市内に所在地を有すること。

3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成24年3月末まで延長していたものを更に平成26年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。

平成26年6月6日

各位

曾於市長 五位塚 剛

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1 内容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2 対象工事

- (1) 平成26年度又は平成27年度における曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円以下の工事又は500万円を超える工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。

3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成26年3月末まで延長していたものを更に平成28年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。

平成28年3月1日

各 位

曾於市長 五位塚 剛

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1 内 容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2 対象工事

- (1) 平成28年度又は平成29年度における曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円未満の工事又は500万円以上の工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。

3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成28年3月末まで延長していたものを更に平成30年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。

平成30年3月1日

各位

曾於市長 五位塚 剛

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1 内容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2 対象工事

- (1) 平成30年度又は平成31年度における曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円未満の工事又は500万円以上の工事で前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。

3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、平成30年3月末まで延長していたものを更に平成32年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。

令和2年4月1日

各位

曾於市長 五位塚 剛

曾於市発注の建設工事請負代金支払に関する臨時措置の延長について（通知）

平成20年12月16日付けで通知しました曾於市内に所在地を有する建設工事業者を対象とした地域建設業緊急経営強化対策の期間を下記のとおり延長することとする。

記

1 内容

曾於市発注の建設工事請負代金の支払方法について、曾於市財務規則（平成17年曾於市規則第37号）第75条の規定による部分払いを認めることとする。

2 対象工事

- (1) 令和2年度又は令和3年度における曾於市発注の建設工事であること。
- (2) 請負代金額が100万円以上500万円未満の工事又は500万円以上の工事の前金払いの請求をしていないものであること。
- (3) 当該工事の出来高が3割以上9割未満であり、その出来形について検査を受けた工事であること。

3 措置期間

この措置は、平成20年12月16日から適用し、令和2年3月末まで延長していたものを更に令和4年3月末まで延長する。ただし、景気変動等の状況により、この期間を変更できるものとする。